資料 2

「特別委員会（決算特別委員会を除く）のあり方に係る検討の視点」についての各会派の意見

検討ポイント	自民党	かながわ民進党	公明党	県政会	共産党
【検討ポイントⅠ】 特別委員会の設置・改編のあり方はどうあるべきか。	○ 現状のとおり ① ・第２回定例会（５月期）において、特別委員会設置要綱により設置された特別委員会は、原則として翌年の５月期に改編する。 ただし、必要に応じて改編を行わないことができる。 ・緊急の課題が生じた場合は、年度途中でも随時設置し、付議事件の調査終了まで存続させる。	○ 現状のとおり ① と 同 趣 旨	○ 現状のとおり ① と 同 趣 旨	○ 現状のとおり ① と 同 趣 旨	○ 現状のとおり ① と 同 趣 旨
【検討ポイントⅡ】 特別委員会の設置数・定数はどうあるべきか。	○ 現状のとおり ② ・第２回定例会で設置される特別委員会は、４委員会程度を目安として設置する。また、その定数は、常任委員会の定数を基本とし、最大でも16名までとする。 ・緊急の課題が生じた場合に設置する特別委員会の定数は、その都度協議するものとする。	○ 現状のとおり ② と 同 趣 旨	○ 現状のとおり ② と 同 趣 旨	○ 現状のとおり ② と 同 趣 旨	● 変更を要する 過去、第２回定例会（５月期）において、特別委員会は、４委員会程度を目安として設置されていた。今後は、その目安にこだわらず、必要性・緊急性が認められる課題に対応するために設置するべきである。
【検討ポイントⅢ】 特別委員会として、専門的、多角的な調査はどうすべきか。	○ 現状のとおり ③ ・委員会調査に際して、複数の部局の所管に関わる事項について、特別委員会の特性を生かした専門的、横断的な審査・調査に努めるものとする。 ・必要に応じ、審査・調査の参考とするため、外部有識者等の知見や県民意見の聴取を行う参考人制度などを積極的に活用し、専門的、多角的な審査・調査に努めるものとする。	○ 現状のとおり ③ と 同 趣 旨	○ 現状のとおり ③ と 同 趣 旨	○ 現状のとおり ③ と 同 趣 旨	○ 現状のとおり ③ と 同 趣 旨
【検討ポイントⅣ】 特別委員会の資料の配付時期はどうすべきか。	● 変更を要する →委員会当日に配付 県政を取り巻く社会状況は著しく変化しており、より時宜にかなった資料に基づく調査が望ましい。 そこで、特別委員会についても、常任委員会と同様、委員会当日に資料を配付するべきである。	● 変更を要する →付託日よりもできるだけ早目に配付 特別委員会の専門的、多角的な調査を行うという特性から、現在よりもできるだけ早く、資料を配付し、充実した調査に資するようにするべきである。	● 変更を要する →委員会当日に配付 配付資料は最新の状況を踏まえていることが望ましい。常任委員会と同様、委員会当日配付でよい。	● 変更を要する →委員会当日に配付 配付資料は最新の状況を踏まえていることが望ましい。常任委員会と同様、委員会当日配付でよい。	● 変更を要する →委員会当日に配付 必要に応じて情報提供が得られるのであれば、配付資料は、常任委員会と同様、委員会当日配付でよい。
その他意見	・第２回定例会（５月期）において、特別委員会設置要綱により設置した特別委員会で、翌年度に改編を行わない場合は、必要に応じ委員の差替えをすることができる。 ・常任委員会との関係では、特別委員会で議論した内容に関して、それぞれの会派において関係常任委員との連携を深めることとする。	常任委員会との重複を避け、より専門的・横断的な課題を取り上げるべきである。	各定例会における付議事件及び調査項目について、調査の必要に応じて、柔軟に対応するべきである。	・特別委員会の設置の検討に当たっては、県議会の役割を十全に果たすという充実強化の観点を前提とすべきである。 ・質疑時間を減らす等、特別委員会における委員の活動を制限するような変更をするべきではない。	定数については、一人会派を含む全ての会派により構成されるよう配慮するべきである。